

## 「令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価」及び

## 「令和7年度設計業務委託等技術者単価」の運用に係る特例措置について

令和7（2025）年2月28日

今般、「令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価」及び「令和7年度設計業務委託等技術者単価」（以下「新労務単価等」という。）が、「令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価」及び「令和6年度設計業務委託等技術者単価」（以下「旧労務単価等」という。）と比べ上昇したことから、国及び栃木県においては、3月以降に旧労務単価等で契約した工事及び業務委託について新労務単価等に変更契約できる特例措置を設けたところです。

那須塩原市においても、技能労働者及び技術者の適切な賃金水準の確保の観点から、国及び栃木県に準じ、次のとおり特例措置を定めましたのでお知らせします。

### 1 措置の内容

2に定める対象案件の受注者は、契約書の規定に基づき、旧労務単価等に基づく契約を新労務単価等に基づく契約に変更するための請負代金額の変更の協議を請求することができるものとします。

### 2 対象案件

旧労務単価等を適用して積算した工事及び建設工事関連コンサルタント業務委託のうち、令和7年3月1日以降に契約を行うもの

### 3 請求方法

協議の請求の意向がある場合は、担当課に連絡し、工事に係る工事協議簿等により、監督職員と協議を行ってください。

### 4 問い合わせ

那須塩原市総務部契約検査課契約係 Tel：0287-62-7114